

# 自動車税種別割のグリーン化特例について

～環境負荷の大小による自動車税種別割の増額，減額～

グリーン化特例とは，地球温暖化・大気汚染防止の観点から，地球にやさしい自動車の普及等を図るため，自動車の排出ガス性能等に依じて自動車税種別割を減額（軽課）又は増額（重課）する制度です。

## ◎ 自動車税種別割が減額（軽課）される自動車

令和5年4月から令和8年3月末までに新車新規登録した自動車に次  
該当する自動車については，自動車税種別割が軽減されます。

対象自動車				軽課の内容
自家用乗用車， バス， トラック	電気自動車，燃料電池自動車，天然ガス自動車(※1)，プラグインハイブリッド車			年税額の概ね 75%を減額
営業用乗用車	電気自動車，燃料電池自動車，天然ガス自動車(※1)，プラグインハイブリッド車			
	ガソリン自動車 LPG自動車	平成30年排出ガス規制50%低減 又は 平成17年排出ガス規制75%低減 (★★★★)	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 50%を減額(※2)
	クリーン ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	
			令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 75%を減額
			令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 50%を減額(※2)

※1 平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し，かつ，同基準の基準値より10%以上NOx（窒素酸化物）の排出量が少ない自動車です。

※2 令和7年3月末までに新車新規登録した自動車までが対象です。

## ◎ 自動車税種別割が減額（軽課）される期間

減額（軽課）されるのは，新車新規登録の翌年度の1年限りです。

対象となる新車新規登録の期間	軽課対象年度
● 令和6年4月から令和7年3月末までに新車新規登録を行った場合	令和7年度のみ



## ◎ 自動車税種別割が増額(重課)される自動車

次に該当する自動車については，自動車税種別割が増額されます。

対 象 自 動 車	重 課 の 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和7年度以降重課される自動車               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年3月31日までに 新車新規登録を受けたディーゼル車</li> <li>・平成24年3月31日までに 新車新規登録を受けたガソリン車等</li> </ul> </li> </ul>	年税額の概ね <b>15%を増額</b> ※ただし，バス及び トラックは10% です。

※ 一般乗合用バス，電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリッド車，被けん引車は重課対象外です。

## ◎ 自動車税種別割が増額(重課)される期間

自動車税種別割が増額(重課)となった自動車は，抹消登録するまで重課された税額となります。

・・・詳しくは鹿児島地域振興局自動車税課まで・・・

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目5番1号

鹿児島地域振興局自動車税課  
電話：099-261-5611

